

用語説明

(みなべ町地域福祉計画書及び同資料集に載っている用語以外の用語も載せています。)

あ行

NPO（民間非営利組織；non-profit organization）・NPO法人

ボランティア活動や営利を目的としない各種の公益活動，町民活動を行なう組織・団体をNPOといい，そのうち特定非営利活動促進法に基づく一定の条件を満たして認証を受けた「特定非営利活動法人」を通称NPO法人という。医療，福祉，環境，文化芸術，スポーツ，まちづくり，国際協力，人権，平和，社会教育などの分野。

さ行

社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つ。市町村社会福祉協議会は，社会福祉を目的とする事業の企画及び実施，調査，普及，宣伝，連絡，調整及び助成，社会福祉に関する活動への住民参加のための援助等を行います。

社会福祉法人

社会福祉法にいう社会福祉事業を行なうことを目的として設立された法人。社会福祉事業には，公共性の高い事業で特別養護老人ホームや児童養護施設などを経営できる第一種社会福祉事業と，保育所やデイサービスなどを経営できる第二種社会福祉事業があります。

生涯学習

人々は，自己の充実や生活の向上のために，適切で豊かな学習の機会を求めています。それらの学習は，各人が自発的意思に基づき，必要に応じて，自己に適した手段・方法を選んで，生涯を通じて行うこと。

た行

地域コミュニティー

地域の結びつきが強く，地域住民が主体となった地域づくりを進める地域社会のこと。

地域生活支援センター

地域において生活している障がい者の相談に応じ，助言を与えるなど地域生活に必要な支援を行い，障がい者の地域生活の安定と福祉の向上を図ることを目的に設置している施設。

地域福祉

地域社会において，地域住民のもつ問題を解決したり，また，その発生を予防するための社会福祉施策とそれに基づく実践をいう。

地域包括支援センター

高齢者が住み慣れたなじみのある地域で安心して暮らし続けることができるよう、総合相談事業、権利擁護事業、包括的・継続的なマネジメント支援事業を担う地域の中核機関です。

地域防災計画（みなべ町）

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、みなべ町防災会議が作成する計画であり、みなべ町の地域に係る防災に関し、予防活動、応急対策活動及び復旧活動等の一連の災害対策を実施するにあたり、防災関係機関、町民及び事業所が実施すべきことを目的とした計画。

特別支援学級

障がいの程度が比較的軽度な児童生徒に対し、きめ細かな教育を行うため、小学校及び中学校において特別に編成された少人数の学級。

な行

ノーマライゼーション

高齢者や障がい者が家庭や地域で普通に生活し、活動できる社会づくりのこと。

は行

バリアフリー

誰もが地域の中で安心・快適に暮らせるように、社会基盤や施設、制度上の障壁などを取り除くこと。

ボランティアセンター

ボランティア活動を支援するために社会福祉協議会に設置されている機関。

ま行

民生委員・児童委員

民生委員は民生委員法、児童委員は児童福祉法に設置が定められ、二つの役割を兼務します。委員の中には、児童福祉を専門に担当する主任児童委員が設けられ、任期はいずれも3年です。更生労働大臣の委嘱により、地域の社会福祉増進のための活動を行います。

や行

ユニバーサルデザイン

障がいをもつ人・もたない人の別なく、すべての人にとって使いやすい形状や機能が配慮された造形、設計のこと。製品や環境などの物的な面だけでなく、視覚情報を補う音声ガイド付のホームページなど情報面もその対象である。